

# 令和5年度 香川県子どもの未来応援ネットワーク事業 「支援の場」への応援助成要項

## 1 趣旨

日本において、7人に1人の子どもが貧困状態にあると言われる中、長期間続いたコロナ禍や物価高騰の状況は、子どものいる家庭の家計状況や生活状況に大きな影響を与えています。

子ども家庭庁の設置により、子どもや子育て家庭への支援や孤独・孤立問題への対策、地域の包括的な支援体制構築が求められる中、子ども及び子育て家庭の生活支援、学習支援及び様々な体験活動等を通して社会的孤立の予防に取り組む地域の支援団体の活動は、ますます重要となっております。

そこで、「子どもの育ちを支える地域づくりの推進」のために当協議会へいただいた寄付金を財源に、子どもの支援に取り組む団体及び新たに活動を始める団体に対し、活動の継続に必要な経費または立ち上げに必要な経費を助成します。

## 2 実施主体

社会福祉法人 香川県社会福祉協議会

## 3 対象団体

以下の（1）または（2）に該当する団体

- （1）香川県子どもの未来応援ネットワーク事業「支援の場」に登録している団体
- （2）令和5年9月1日以降に新たに活動を始める団体で、香川県において活動し、1年以上活動を継続する意思が認められ、「支援の場」への登録を行う団体。ただし、各市町行政から立ち上げに対する補助や助成が受けられる場合は、対象外とします。

## 4 財源

「子どもの育ちを支える地域づくりの推進」のために当協議会へいただいた寄付金

## 5 対象となる活動

- （1）すでに「支援の場」に登録している団体の場合

子ども食堂、学習支援及び体験活動等の子どもへの支援活動やスタッフの人材育成を目的とする活動

（例）食事の提供、フードパントリー、弁当の宅配、学習支援、各種相談会、居場所での行事、研修会の開催、研修会への参加等

- （2）新たに活動を始める団体の場合

子ども食堂、学習支援及び体験活動等の子どもへの新たな支援の立ち上げに係る活動

## 6 対象となる経費

食材・弁当等購入費、諸謝金、研修参加費、旅費、消耗品費、資料図書費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料、ボランティア保険料、ボランティアへの実費弁償、資機材購入費 等

## 7 対象となる活動期間

令和5年9月～令和6年2月

## 8 助成金額

(1) すでに「支援の場」に登録している団体

助成予定総額200万円 1団体あたり10万円以内

(2) 新たに活動を始める団体

助成予定総額60万円 1団体あたり15万円以内

※申請額が助成予定総額に達した場合は、申請期間内であっても、応募を締め切る場合があります。

## 9 申請方法・決定

(1) 申請方法

① 「助成金申請書」に記入のうえ、下記へ郵送で提出してください。

② 申請等の様式は、「香川子どもの未来応援情報ひろば」のホームページからダウンロードできます。(https://kagawaken-shakyo.com)

(2) 申請期間

① 「支援の場」に登録している団体

令和5年9月1日(金)～令和5年9月29日(金) 当日消印有効

② 新たに活動を始める団体

令和5年9月1日(金)～令和6年1月31日(水) 当日消印有効

(3) 提出書類

① 助成金申請書

② 団体の規約、会則、定款等

③ その他 助成対象となる活動のチラシ等がある場合は添付してください。

(4) 決定・送金予定

① 助成金の申請書を受理後、その内容を審査し、適当と認めるときは助成を決定し、決定した団体へ決定通知と請求書を送付します。

② 各団体から県社協へ、下記へ郵送で請求書を提出してください。請求書受領後1か月以内に指定口座へ送金します。

## 10 活動報告

助成対象となる活動終了後、1か月以内に「助成金報告書」及び支出が確認できる書類(領収書等)の写しをご提出ください。

### 1.1 助成金の決定取消し及び返還

申請団体が次のいずれかに該当するときは、助成金の決定を取り消し、返還を求める場合があります。

(1) 偽りその他不正の手段により、助成金の決定を受け、交付を受けたとき。

(2) 助成の対象となる活動の実施実績がないとき。

### 1.2 申請及び問い合わせ先

香川県社会福祉協議会 地域福祉課(担当:増田)

〒760-0017 高松市番町1-10-35

TEL 087-861-2233 FAX 087-861-2664

E-mail masuda@kagawaken-shakyo.or.jp